

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷二十二第

行發日一月一年五十正大

特別號

- 重複課税の本質……………法學博士 神戸 正雄
- 米穀關稅と輸出地の米價……………法學博士 河田 嗣郎
- 世界經濟の成立過程……………法學士 作田 莊一
- 清酒庫出税と租税の立替……………法學士 汐見 三郎
- 西陣の補助業に就て……………經濟學博士 本庄榮治郎
- 商品の萌芽形態に於ける社會的性質……………經濟學士 谷口 吉彦
- マルクスの所謂社會意識形態に於いて……………法學博士 河上 肇
- 朝鮮產米増殖計畫と世論……………法學博士 山本美越乃
- 家産制度の利弊……………經濟學士 八木芳之助
- 海運に於ける表定運賃の特質……………法學士 小島昌太郎

(禁轉載)

家産制度の利弊

八木芳之助

世界各國に於ける家産思想は如何にして發展し來たれるか、此の家産思想を實現せる各國の家産制度は如何なる形態を採つてゐるか、又斯制度は如何なる効果を擧げたるかに就ては既に之を考究せる所なるが、更に進んで斯制度が國民經濟上並に社會上に及ぼす利害得失について、考察するであらう。

諸國の家産制度は其の目的よりして之を三種類に分類することが出来る。即ち第一のものは北米合衆國の家産法にして開拓植民を目的とするものであつて、第二のものは北米各州の家産法及び其他歐洲各國の家産法にして、主として在來の中小農民、就中自作農の維持及び其の家産生活の安固を圖るものである。第三のものは一九二〇年の獨逸家産法にして、之は全國的な大規模の自作農創定事業(國內植民)と關聯せるものであつて、新に創定された自作農を維持せんとするものである。第一の家産法は既述の如く、植民政策に關するものであつて、極めて低廉なる價格を以て眞實の移住者に國有地を交付し、移民者の従前の負債のため、交付地が差押へらるゝを禁

1) 經濟論叢、第二十一卷三號、五號、六號參照。

するものであつて、かゝる制度が植民地土地政策上有益なるは極めて明白なるを以て、是れ以上言及するを止め、茲には第二種及び第三種の家産制度に就て論ずるであらう。併し此の兩者を別々に取扱ふは主として便宜上に出でたるものであるから、此等の兩制度が全然異なる作用を及ぼすものと解してはならないのである。唯一九二〇年の獨逸家産法は從來の第二種の制度に比して、多少異なる特徴を有するを以て茲に別個に取扱ふまである。

先づ第二種の家産制度、即ち在來の自作農の維持並に其の家族生活の安固を圖るものに就て、其の利弊を概括的に論及するであらう。

(1) 此種の家産制度は、第一に、差押を免除さるゝ生活の最小限度を保證し、此の經濟的根柢に於て健全なる家族生活に對する保障を與ふるものである。即ち家産制度は家長の財産處分權を拘束して、妻及び小供に安全なる避難所を與へ、一家の不幸又は無思慮なる家長の放蕩に依て、家族生活の根柢たる住家並に一定の土地が破壊さるゝを防止し、以て家族生活の安定並に平和を與へ、子女の教育を容易ならしむるものである。思ふに斯制度は家族の幸福のために、家長の財産處分權を拘束せんとするものであるから、個人主義より更に一步を進めて社會政策を一家内に於て行はんとするものと解せられる。ユルニケーは曰く、自然法に依つて特權づけられてゐる債權

1) Riepenhausen-Cragen, Gesicherte Familienheimstätten im Deutschen Reich. S. 55. Rudloff, Das französische Heimstättengesetz vom 12. Juli 1909. (Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. 1910) S. 331.

者がある事を正當に指摘し得るものである。此の特權は何等の法典にも規定されたるものではないが併し自明的のものである。此の債權者は即ち家族である。家父は結婚並に出産の事實に依り、其の妻及び子供に對して神聖なる債務を負ふ。而して此の債務は優先的に履行さるべきである。蓋し之は血族債務たるからである。家長は子女を扶養し教育する義務を負ふ。而して法律は家長に此の義務を課するを以て、法律は家長をして此の社會的使命を果たさしむべき手段を及ぶ限り與ふべきである。²⁾ 即ち家長の爲すべき第一の義務は家族を扶養し、子女を充分に教育するに在るが故に、債權者によつて差押へられざる家産を設定し、以て家長をして此の義務の履行を容易ならしむるの便宜を家長に與ふべしと云ふに在る。此の意義に於て家産制度は家族生活を安固ならしむるの利點がある。

(2) 家産制度は家族制度を維持存続せしむる利點がある。家産は住家並に一定の土地を一家に結合せしむるものであるから、家族制度が據て立つ所の財産的基礎を賦與するものである。然るに今日に於ては此の財産的基礎も極めて薄弱なるものとなつてゐる。思ふに佛蘭西革命以來、近世の私有財産制度は農地にも行はるゝに至り土地は自由に賣買され得る商品となるに至つた。スイス、ハルデンベルグの立法は、普魯西に於ける領主並に農奴に對する土地所有權の封建的拘束を廢止するに至つた。土地に附着せる古來の權利並に給付義務は貨幣價值に轉化するに至つた。

2) Corniquet, Le Homestead. p. 80. (Zit. Jowanowitsch, Die Heimstätte, S. 86)

土地所有權を古代の村落團體の土地權へと結合せる錨索は切斷され、土地所有權は自由經濟の潮流に漂ふに至つた。かくて土地は自由市場へ投げ出さるゝに至つた。³⁾斯く土地が一個の商品として取扱はるゝに至れる結果、今日の小家族制度に在りては、土地に對する關係は大に弛廢してゐる。各家族は大抵特有の財産及び土地を有するも、之を其の意の儘に自由に處分するを得るを以て、家族を財産的に若しくは經濟的に繋ぎ合はす可き勢力は喪失されてゐる。⁴⁾併し家族制度の據て立つ可き經濟的基礎の動搖し挫折するに至れるは、家族制度維持の爲めには最も手痛い打撃である。新經濟事情に適應する新基礎が確立さるゝに非ざれば、家族制度の崩壞の氣運は爲めに愈々成熟するを避け難いであらう。⁵⁾家産法の擁護者たるギイルケは曰く、家産法には吾人の法的意識中に於て、羅馬法の全支配に依て破壞されざる國民思想、即ち附屬物を伴ふ家宅は單なる商品ではなく、寧ろ家族生活並に其の經濟的倫理的生活の根柢をなす家産なりとの思想が潜んでゐる。従て家産法は、かゝる家宅をして、資金の搾取、流通並に相續による破壞並に大所有地への兼併を免れしむるものであつて、意識的又は無意識的に吾人の國民生活中に於て、今日迄存在せる法的觀念を實現するものであると。⁶⁾

家産制度は既に述べたるが如く、今日迄の法律にも多少認められたる個人的生活の最小限度を家族的に擴張せんとするものであつて、從來餘りに商品化されたる土地を一家に結合せしめ、家

- 3) David, Sozialismus und Landwirtschaft, Leipzig 1923. S. 649.
- 4) 河田博士、家族制度研究、186頁
- 5) 同書190頁
- 6) Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Bd IV. 2 Aufl. S. 1180.

族生活に財産的基礎を賦與するものであるから、此の意義に於て家産制度は家族制度維持策と云ふべきである。家産法運動の初期に於ては、此の家産制度によつて個人主義から舊時の家族制に復歸せんことを要望せるものもあるも、舊時の家族制度に於ては家長に絶大の権力を認め、其の支配の下に一家が共同生活を送りしものなるが、新制度としての家産制度に於ては家族各員に充分なる権利を認め乍ら、社會全般の福祉のため、又家族の利益のため、家長の財産處分權を多少拘束せんとするものであるから、極端なる個人主義を緩和し、健實なる小家族制を支持せんとするものと云ふべきである。

(3) 家産法は自作農を維持するによつて、一國の農業状態を健全ならしむるものである。諸國の家産法に於ては多くは、家産設定者は現に家産に居住し、自から之を耕作經營すべきことを規定してゐる。即ち家産法の恩典に浴すべき者は自作農民であつて、他人の餘剩勞働を搾取する地主階級は、之に浴し得ざるものである。思ふに近時の經濟的發達は、多數の人々をして土地所有から分離せしむるに至つた。今後殊に著しき土地所有の兼併分裂の弊害を來たす場合には、土地の分配及び利用を私有者の任意に放任するを得ざるに至るであらう。土地所有なるものは、健全なる經濟的活動の根柢としてのみ價值あるものである。併し土地所有には根本的に異なる二種類が存することを忘却してはならない。マルクスによれば、經濟學は本來甚だしく異つてゐる二種

類の私有を混同してゐるのである。其一は生産者自身の勞働に基くものであつて、他は他人の勞働搾取に基くものである。後者は實に前者の正反對たるに止らず、又全く其の墓上に於てのみ成育するものたるを經濟學は忘却してゐたのだと。斯く土地所有は凡ての他の生産手段と同様に、健全なる經濟的活動の根柢をなすと共に、他方土地所有は他人の勞働を搾取する手段たり得る。不幸にして今日の土地所有は大部分、後者の目的に使用されてゐる。否此の搾取的土地所有は前者たる勞働的土地所有を犠牲として擴張しつゝ、ある有様である。從來の立法が此の兩種の土地所有を同一に取扱へるは根本的の誤謬である。新なる土地立法は公正なる勞働に對する根柢をなす土地所有に、其の權利を賦與し、搾取的土地所有及び地代獲得的土地所有を抑壓すべきである。斯る事情の下に於て家産法運動は勞働的所有に對し満足すべき法制を見出さんとする重大なる任務を有するものである。⁸⁾

斯る理由に基き家産法は自作農地の差押を禁じ、其他多少の處分權を制限して、自作農地が搾取的土地所有者に併吞さるゝを阻止するものではあるが、併し家産と雖も一定の條件の下に於ては、之を取消し得るを以て、又家産所有者が自から家産に住居し又は之を經營せざる場合には家産としての特權を失ふものなるを以て、世襲財産制度に於ける如く土地處分の絶對的禁止に伴ふ幾多の弊害を避け得る。世襲財産制度の如く、所有者が自から土地を經營耕作すると否とに拘ら

7) Marx, Das Kapital. Bd. I. S. 729.
8) Krüger, Das Reichsheimstätten Gesetz vom 10 Mai 1920. S. 9.

す、之を維持せんとするは有害である。スタインの云ふ如く、如何なる農民も其の所有地を絶對的に失はないとするならば、救済し得ざる弊害を齎すであらう。農民階級の斯る特權は實際に於て農業に於ける停滯を促すであらう。若し最劣等の農民と雖も、彼が所有せる土地を失ふことなくして、不可侵的に之に留まり、然るに永久的に變更し得ざる土地處分禁止に據り、勤勉なる農民が經濟的發達の必要に應せんがため、他人の手中に於て無價値に留まる土地を買得し得ないならば、農業の無秩序及び怠慢を惹起するは明らかである。獨逸新憲法第一五五條が一方に於ては家産の設定を保障し、他方に於ては世襲財産の廢止を宣言せるは此の意に外ならない。

(4) 以上に亘り家産制度が國民經濟上並に社會上有する利點に就て述べたるが、以下家産法の短所に就て考察するであらう。先づ第一に家産制度に於ては、居家及び一定の農地が差押を免除される、結果、健全なる債權者は家産設定者に信用を與ふるを避け、爲めに農家の資金調達の途を困難ならしむるものである。然るに家産制度の擁護者は、若し農民が土地を抵當に附し得ないとするも、對人信用に依て之を補ひ得るものと解してゐる。シュモラーは曰く、農民を保護するために、第一に爲すべく又最も必要なるは、農民自身が居住し且つ耕作する土地をして差押を免れしむることである。勿論由之農民の信用基礎は制限されるであらう。又相續分賠償並に土地購入に由て發生する負債の可能性を狭小ならしむるであらう。併し信用が必要にして健全なる限り、通

常の對人信用の形式を以て與へらるゝであらうと。¹⁰⁾ 既に述べたるが如く前世紀の八十年代に於て、歐洲西部の農民は甚だしき困窮に陥つた。併し當時に於ては、農民の負債は、海外の競争に基いて發生せる農業恐怖に由て初めて生じたものではなく、寧ろ恐慌以前から既に發生せるものであつたが、此の恐慌に由て主觀的に意識さるゝに至つたものと考へられた。而して此の過度負債の原因は、抵當負債の自由に由て起れる、收益價格を遙かに越ゆる市場價格を以てする土地の贈入、並に共同相續人に對する高き相續分の賠償に存するものとされた。此の兩種の抵當負債は農業に毫も經營資本を賦與するものではなく、寧ろ反對に資本を農業から引抜くものであると主張された。¹¹⁾ 更に斯る兩原因に基く負債と農業經營資本の慢性的缺乏とは密接なる關係に立つものなる事が主張されてゐる。即ち兩親が死亡又は隱退に至るまで屢々高き價格を以て擴張せんと努め、又此の目的のため總ての現金を消費せる所有地の相續に際しては、次の時代が必要とする經營資金の缺乏を生ぜしむる。否新時代は兩親が土地購入のため設定せる舊負債を以て、新家計を開始し、更に經營用具を購入するため新なる負債を起さざるを得ないものとされた。¹²⁾ 當時に於ては斯る過度負債は、農民の抵當負債の自由から發生するものなるを以て、此の抵當負債に一定の限度を課するが、寧ろ望ましいものとされた。併し斯る議論は一面の眞理あるも、他面に於て抵當信用が農業上に有益なるは之を否定するを得ない。農民は土地の改良、機械の購入に多くの資

- 10) Schmoller, Die amerikanische Konkurrenz und die Lage der mitteleuropäischen, besonders der deutschen Landwirtschaft. (Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. 1882) S. 278.
 11) Peyrer, Denkschrift. S. 113. vgl. Buchenberger, zur Landwirtschaftlichen Frage der Gegenwart. Leipzig 1887. XII. Die Kredits- und Verschuldungsfrage.
 12) Buchenberger. a. a. O. S. 99.

金を必要とする。併し乍ら家産擁護者の考ふる如く、對人信用は總て此等の要求を充分に充たし得るであらうか(註一)。

(註一) 殊にペイラーは次の如くまで云つてゐる。農業が合理的に經營するに至るや、益々多くの經營資本を必要とするであらう。今日の農民は有效なる家畜、高價なる農具、機械及び人造肥料を必要とする。斯る經營資本は自作農が之を必要とするのみならず、小作人も之を必要とする。殊に英吉利の企業小作人は土地抵當信用なくして經營してゐる。されば抵當信用を制限するも、經營資本が問題たる限り毫も不利なる結果を齎すものではないと。¹³⁾

併し此の議論は餘りに誇張的であつて、英吉利の如き大規模農業經營に就てのみ正常なるも、一般的に云ふを得ざるは勿論である。

家産制度が農民の信用を害し反て彼等の困窮を來たせるは、過去に於ける家産法實施の成績に徴して明白である。従て家産制度が行はれる場合には、健實なる條件を以て充分に對人信用要求を充足せしむべき機會を與ふるを要する。従て對人信用を充分に與ふるため、國家自體が配慮するか、又は資金を借入れんとする人々に必要な信用を與ふる公共的機關を必要とする。更に此等の機關と相俟て、農民の不幸を緩和する有效なる農業保險機關を設置するを要する。蓋し一方に於て家産設定者に對し、差押の禁止によつて信用の源泉を排除し、他方に於て絶對的に信用を必要とする運命の災害に對して、之を救濟せざるは矛盾たるが故である。¹⁴⁾更に家産法が實施さるゝならば、農民の對人信用も甚だしく縮少さるゝに至ることを注意すべきである。農民が健實な

13) Peyrer, Denkschrift. S. 114.

14) Buchenberger, Agrarwesen und Agrarpolitik, Bd II. S. 253.

る對人信用を見出すは、債權者が最後の手段として農民の財産に對する差押權を有するが爲めである。然るに家産法によつて此の債權者の權利を奪ふならば如何。恐らくは健全なる債權者は貸附を差控へ、不正なる高利貸のみが跋扈するに至るであらう。過去の家産制度史はよく此の事情を示してゐる。勿論信用組合等の如き公共的なる對人信用機關の發達は、多少此の缺陷を補ひ得るであらう。併し信用組合と雖も、最後の手段として財産の差押を許されざる家産所有者に、充分なる對人信用を與へ得るであらうか。ベヒトルドも云ふ如く債務者の土地が無制限に保證として提供されるに依て、其の對人信用を容易ならしむるものである。¹⁵⁾最後にネデルゼコウイチの言を引用すれば、家産法が唯一の意義と根柢とを有してゐた時代は、既に貨幣信用經濟へと推移してゐる。吾人の農業生産を合理化せしめ、集約化せしむるには、農民の教育、企業的精神の發達並に多くの資本を必要とする。信用は農業發達の有效なる原動力として甚だ必要である。然るに信用と家産とは相兩立しないものである。從て此の法律は既に陳腐となれるものにして、從て之を廢止すべきであると。¹⁶⁾要之家産制度實施の前提としては、充分なる對人信用機關の社會化を必要とするものである。此の前提を缺くならば家産制度は必然的に農民の困窮を齎すであらう。

(5) 家産制度には任意設定主義と強制主義とが存することは、既に述べたる所なるが、家産法を有効に實施せんとするならば、強制的主義に依らなければならぬ。任意的採用に於ては農民階

15) Bächtold, Die Familienheimstätte. Borna-Leipzig, 1905, S. 15.
16) Nedeljkowitsch, Schutz des Bauernstandes, Bergrad 1907, S. 40.

級から注意されざる虞がある。¹⁷⁾ 今日迄の經驗の示す所によれば、土地所有者は大なる困窮なくしては、其の土地處分權を縮少するを欲せないものである。既に過度の負債を有する土地所有者のみが恐らくは此の家産法に服するであらう。乍併彼等にとつては既に晩きに失する。何となれば家産法は溯及的效力を有せず、従て斯る土地は従前の負債に對して差押へらるゝからである。従て若し家産法の恩典に浴すべき農民にして、既に大部分負債を被れるに於ては、家産法は殆んど其の效力なきものと云はねばならぬ。¹⁸⁾ 任意的設定に於ては農民階級は充分之を利用するを欲せず、殊に家産設定手續が煩雜なる場合に於ては一層然りである。佛蘭西に於ける家産法の成績が面白からざりしも、主として之に由るものである。又北米家産法に關する官廳報告に依るも、多くの場合に於て家産法は利用されなかつたのである。何となれば家産設定の宣言には登記を必要とせるからである。併し充分法律に準據して、必要な場合に保護を與へらるゝに必要なる登記を爲すを怠る不注意なる人々が極めて多いと云つてゐる。¹⁹⁾

従て有効に家産法を施行するには強制主義を採らねばならぬ。然るに此の強制主義採用の前提としては、充分なる對人信用機關の社會化を必要とするは明らかである。

(6) 最後に家産制度と農民離村との關係に就て考察するを要する。一般に家産制度の擁護者は、之を以て不健全なる農民の都市集中に對する防止策なりと主張してゐる。佛蘭西家産法の制定理

17) Buchenberger, a. a. O. S. 250.

18) Jowanowitsch, Heimstätte. S. 98.

19) Further reports from Her Majesty's Minister at Washington on the Homestead and Exemption Laws in the United States. p. 9.

由も亦茲に在りしことに就ては既に述べたる所である。併し家産法を以て農民離村の充分なる防
止策とは考へられないのである。ルドロフも佛蘭西家産法提出の一理由たる農民離村に就て云
ふ如く、本來離村者は土地を所有せざる小作人階級又は農業労働者階級からが多いのである。然
るに家産法は主として自作農民を維持するものであるから、家産法の恩典に浴せざる小作人又は
農業労働は依然として都會へと集中するであらう。従て家産法制定に關する政府の農民離村の議
論は制限されたる範圍内に於て妥當性を有するに過ぎないと。²⁰⁾

之を我國の實例に徴するも自作農戸數は、大正十二年度の調査に於て、一、六六四、五一六戸に
して總農家戸數の三〇・六〇%に過ぎない。²¹⁾従て假令此の自作農家の全部が家産法に服するとし
ても充分なる農民離村の對策たるを得ざるや明らかである。更に注意すべきは農民離村の原因
が、農村人口の事實上の過剩に基く場合に於ては、農村人口の一部分を都市に移すは、農村の人
口過剩の負擔を軽減する所以にして、農業に利用さるゝ土地が養ひ得る以上の過剩人口は、必然
他の職業に向ふべきである。従て斯る職業の機會を最もよく與ふる都市へと移動するは必然的
原則である。²²⁾従て一般的に農村人口の過剩なる我國に於て、家産法を以て殊更農民を田舎に引留む
る必要もなからう。

二

20) Rudloff, Das französische Heimstättengesetz vom 12. Juli 1909 (Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. 1910) S. 315.

21) 大正十二年農事統計表, 7頁

22) Buchenberger, a. a. O. S. 259.

上述せる第二種の家産法が在來の自作農の維持を目的とするに對し、獨逸家産法は廣大なる自作農創定事業(國內植民)を目的とし、且つ新に創定されたる自作農を維持するものなることは既に述べたる所である。従て從來の家産法に比して多少異なる形態を採つてゐる。特に注意すべきは在來の家産法に比し、一層家産の處分權を制限してゐる點である。先づ第一に此の家産法は、家産所有者が家産を賣却又は讓渡する場合には、家産の交付者が其の先買權を有するものであつて、第二に家産所有者が永続的に家産に居住せず、又之を經營せず、若しくは重大なる經營の懈怠ある場合には、交付者が家産の返還を要求し得るものである。之に由て從來の家産法よりは、よりよく土地の濫用を防ぎ得るであらう。ダビッドは此の家産法を許して曰く、家産の形式に由て所有權は大に其の濫用を防止される。此の場合投機的賣却は返還請求權に依て排除される。又此の返還請求權は、移住者が死亡に際して相続人として近親者を有せざる場合に於て、家産が他人の手中に移り従て家産交付の本來の目的を無効ならしむるを防止するであらう。公共の福利よりして規定さるゝ所有權の制限は、他面移住者に所有地を確保せしむる利益を與へる。移住者は舊式の自由所有者よりも、遙によく人生の浮沈から保護される。彼は過度負債、高利貸請求、破産、所有地の喪失又は此等の原因よりして經濟的生活を破壊さるゝやう脅やかさるゝことはない。他の隣人に於ては生活並に活動の根柢をなす土地が稍もすれば經濟的災害の禍中に陥り

易いものであるが、家産所有者は遙に安定的なる土地を足下に有してゐる。家産法は所有者が正當に要求し得る凡てを與へる。彼が土地に居住し且つ勞働に従事する限り、何人も彼から土地を奪ふを得ない。此の確實なる用益權は之を子孫に傳へ得る。又永續的に企てられたる改良は彼又は其の子孫に歸屬する。²³⁾

此の家産法より見るときは、所有權に關する在來の觀念が大に變更されてゐる。此の家産法の下に於ける所有權は一種の用益權に變化せるものである。既に一九一九年八月の獨逸新憲法は此の意義に於て所有權に制限を加へてゐる。同法第一五三條に曰く所有權は憲法によつて保障される。所有權の内容及び其の制限は法律によつて發生する。所有權は義務を負ふ。所有權の行使は、同時に公共の最善のためにせねばならぬ。更に第一五五條に於て曰く、土地の分配及び利用は、國家が之を監督し、其の濫用を防止し、凡ての獨逸人に健康なる住居を保障し、凡ての家族殊に子供多き家族に、其の需要に適應する住居家産及び經營家産を保障するやう努むるであらう。……住居の必要を充たすため、移住及び開拓の促進のため、又は農業の進歩のため、獲得するを要する所有地は之を徵收し得る。世襲財産は之を廢止する。土地を耕作し、之を利用することは、土地所有者の公共に對する義務である。土地に勞働又は資本出費を加へずして發生せる土地の増價は公共の爲め利用すべきである。²⁴⁾斯る憲法に據て保障さるゝ所有權は從來の自由主

23) David, Sozialismus und Landwirtschaft, S. 669.

24) David, a. a. O. S. 670.

義的經濟原則の下に於ける所有權と甚だしく異なるものであつて、土地所有者は自己の土地を公共の福利のため利用する義務を負ふものである。

此の憲法の精神に基いて發布されたる家産法に於ては、公共を代表する帝國、聯合各邦、及び地方團等が家産所有者の土地利用に關し、之を監督し、若し所有者にして濫用を爲す場合には家産の返還を要求するものである。右の家産法に依て創定されたる自作農地が、小農地に逆戻りするを防止さるゝであらう。此の家産法が今後如何なる成績を擧ぐるやに就ては俄かに斷言し得ないのであるが、此の家産法に於ても設定以後生じたる對人信用による差押を免除してゐる。而して他方に於て抵當負債にも一定の制限を加へ、家産の設定費用償却のため、改良のため、共同相續人への相續分賠償の三場合に限つて抵當負債を許してゐる。従て由之北米各州家産法の如く對人信用を縮少して無制限に對物信用を擴張する危險が生ぜないであらう。併し對人信用に對する差押を免除する結果、農民が農具、機械及び肥料等の購入に際し必要なる經營信用を縮少さるゝに至る危險がある。従て今後充分なる對人信用機關の活動を必要とするであらう。今後に於ける獨逸家産法の成敗は此の點に存するものと云ふべきである。

三

以上に亘て現今諸國に於て行はるゝ家産制度が如何なる動機から採用せられ、又如何なる成績を擧げたるやに就て述べた。在來の自作農を維持する方策としての家産法は其の効果は餘り大なものではない。而して諸國の斯制度が失敗に終れる以所のものは、農民の信用を害したると、此

の法律が廣く農民によつて利用されなかつた爲めとである。今日我國に於ては小作問題の根本的解決策として、農地の國有論が唱へられ、又自作農創定事業の普及が唱へられてゐる。假に全國一律の自作農制を採用せんとすれば、國家自から廣大なる範圍に亘る自作農創定事業を行ひ、地主の土地を徵收して、之を小作人に收益價格以下を以て交付し、更に獨逸に於けるが如き家産制を採用せねばならぬ。然らざれば折角創定されたる自作農も久しからずして、又元の小作農に逆戻りしてしまふ虞があるからである。而して斯る意義の家産法を採用するにしても、任意設定主義を以てするを得ない。何となれば此の主義を以てしては農民が充分之を利用せざるは、過去の歴史に徴して明らかなるが故である。従て強制主義を採用せざるを得ない。併し此の意義の家産法を徹底的に行はんには、少なくとも獨逸の家産法の如く、土地所有權を甚だしく制限せねばならぬ。古來の如き緩和なる家産法を以てしては充分なる効果を期し難い。斯くして土地所有權に充分なる制限を加ふる場合に於ては、土地所有權は確保されたる用益權となるであらう。然らば其の結果は土地を國有として、農民に對しては單に自作を爲す者に限り、用益權を賦與すると同一の結果に歸するに至るであらう。²⁵⁾元來土地は生産手段として特殊なる性質を有するものなれば、全然無制限なる處分權を許すべきではない。殊に人口稠密なる舊開國に於ては然りである。今後の土地政策は、土地國有か又は全國一律の自作農制を布き之に獨逸流の家産法を布くか、何れかに向ふであらう。勿論後の方策を探るにしても其の前提として對人信用機關の社會化を圖るべきは言を俟たぬ所である。(完)